

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・液化石油ガス販売事業者の認定	消 防 保 安 室
・道路の区域変更（2件）	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・契約者等	税 務 課
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課

告 示

長崎県告示第464号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項第1号の規定に基づき公示する。

令和6年8月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 事業者の名称、所在地及び代表者の氏名
有限会社 北部ガス
佐世保市江迎町田の元71-3
代表取締役 三浦寛
- 認定年月日及び認定番号
令和6年8月19日
第7号
- 認定種別
第2号認定

長崎県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
路 線 名 207号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

諫早市小長井町大峰926番1地先から 諫早市小長井町大峰926番1地先まで	前	14.7~17.4	14.6	
	後	14.7~18.3	14.6	

長崎県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 巖原豆酛美津島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市巖原町阿連字多田678番38地先から 対馬市巖原町阿連字多田678番38地先まで	前	14.0~25.2	28.7	
	後	14.0~30.4	28.7	

公 告**契約者等（公告）**

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和6年8月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 随意契約に係る特定役務の名称
長崎県地方税電子申告システム等ASPサービス提供業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部税務課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2216
- 随意契約の相手方を決定した日
令和6年7月1日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
株式会社TKC 代表取締役社長 飯塚 真規
- 随意契約に係る契約金額
50,886,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に

より関係書類を縦覧に供する。

令和6年8月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キャロットガーデン大村

長崎県大村市富の原二丁目700番2 ほか14筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年1月15日

2 届出年月日

令和6年8月13日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト